淡路県民局長賞の交付に関する取扱内規

（趣旨）
第１条　各市町及び各種団体等が主催する表彰行事（以下「行事」という。）で淡路県民局長賞（以下「局長賞」という。）を交付する場合に必要な事項を定めるものとする。

（交付の基準）
第２条　淡路県民局長（以下「局長」という。）は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、局長賞を交付するものとする。
(1) 県施策の啓発推進に寄与すると認められるもの
(2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
(3) 県民一般を対象とするもの
(4) 申請団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
(5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

（申請手続）
第３条　前条の交付を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第１号又は任意の様式）を局長に提出しなければならない。
(1) 行事の名称
(2) 行事の目的
(3) 行事の実施日時
(4) 行事の実施場所
(5) 行事の主催者（団体）名
(6) 局長賞の交付点数
(7) その他参考事項（行事の開催要領、募集要項、副賞の有無、行事の実施責任者等）

（交付の通知）
第４条　局長は、第２条の局長賞の交付を承認したときは、交付を承認した旨の通知書（様式第２号）を申請者あて送付するものとする。

（交付の取消）
第５条　局長は、第２条の交付を行った後に、行事が同条の交付の基準に反することが判明した場合には、当該交付を取り消すものとする。

（実施報告）
第６条　第２条の交付を受けた主催者は、行事の終了後、速やかに実施報告書（様式第３号）に関係書類を添えて、局長に提出しなければならない。

（事務処理）
第７条　この要綱にかかる事務処理は、当該行事に関する事務を所掌する課（担当）で行い、決定については総務企画室長に合議の上、室長又は事務所長が行うものとする。
　ただし、過去に協議済の定例的な局長賞については、特段の事情の変化がない限り、合議を要しないものとする。

（その他）
第８条　局長賞の交付に関して、この内規により難い事項については、別途定めるものとする。

附　則
１　この内規は、平成１０年５月１２日から適用する。
２　この内規は、平成１５年２月３日から適用する。
３　この内規は、平成２１年４月１日から適用する。

４　この内規は、平成２３年４月１日から適用する。
５　この内規は、平成２４年４月１日から適用する。
６　この内規は、令和３年１月１日から適用する。
７　この内規は、令和４年３月１日から適用する。